

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名		住 所
①	鹿島道路(株)	東京都文京区後楽 1-7-27
②	東亜道路工業(株)	東京都港区六本木 7-3-7
③	日本道路(株)	東京都港区新橋 1-6-5
④	大林道路(株)	東京都千代田区猿楽町 2-8-8

2 指名停止措置期間

- 1に掲げる①の者 平成28年10月27日～平成29年 4月26日（ 6箇月間 ）
- 1に掲げる②の者 平成28年10月27日～平成29年10月26日（12箇月間 ）
- 1に掲げる③、④の者 平成28年10月27日～平成29年 4月26日（ 6箇月間 ）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

1に掲げる者は、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者であったが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月21日、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を受けた。

5 指名停止理由

公正取引委員会から独占禁止法第3条の違反業者として告発されたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年要領第1号）第2条第1項及び別表第2第6号に該当する。

なお、1に掲げる①、③、④の者は、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、指名停止等措置要領第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第6号〉

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6箇月以上12箇月以内
第4条第3項（指名停止の期間の特例） 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特例の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。	

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務部財政課
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)